

ヘーゲル「承認論」研究（研究ノート）
——1805/06『イェーナ体系構想 II』を中心にして——

A Study of Hegel's Acknowledgement

伏見 嘉晃

Yoshiteru FUSHIMI

Studies in Humanities and Cultures

Vol. 2

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 2号
2004年1月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN
JANUARY 2004

ヘーゲル「承認論」研究（研究ノート）

——1805/06『イェーナ体系構想 II』を中心にして——

伏見 嘉晃

要旨 個人の「自由」、そして「自立」、これらは所与のものなのであろうか。近代以降、それらは個人が他者との関係のうちでみずから形成獲得してきたものである。こうしたことを考えると、各人が己の「自由」や「自立」を求めることは、他者との関係を必然的なものとして捉えることにつながると考えられる。このようにして「人間関係」、つまり個人と個人との関係（繋がり）を基礎とする社会は構築されると考えられる。すなわち、これが近代以降みられる「共同性」のあり方であると思われる。

しかし、この「共同性」は漠然としたもしくは強制的な「人間関係」によるものであってはならない。諸個人が相互に尊重しあう関係を必然とする「共同性」でなくてはならないと思われる。なぜならば、「人間関係」のうちに諸個人の「自由」と「自立」が保障される必要があるからである。以上を考慮に入れると、「自由」と「自立」そして「共同性」を解明することは、諸個人がどのように他者との関係を形成するのか、ということの検証であろう。こうした理由により、諸個人間に展開される「承認」のあり方の考察の必要性が浮かび上がると思われる。

以上の理由から、若きヘーゲルが本格的に検討をはじめた『イェーナ体系構想』に見られる「承認論」の考察を試みたいと思う。この考察により、「市民社会（社会一般としての）」の本性の一端も明らかになるであろう。

キーワード：自由、自立、承認

はじめに

近代以降、個人の「自由」と「自立」は大きな命題として扱われている。それは、個人の「自由」と「自立」が、他者との共存を必然とする現状において、どのように獲得されるか、という大きな命題である。すなわち、「自由」と「自立」は他者との関係性を無視して考察はできないということである。したがって、「自由」と「自立」は、他者との関係を有する個人が獲得できるものである。つまり、「自由」かつ「自立」的な個人とは、他者との関係を必然的に捉える者のことである。また、こうした個人と個人との関係（繋がり）を基礎とする社会の構築も考えられる。この社会のあり方は近代以降にみられる「共同体」のあり方の一端として理解できるであろう。総じて、「自由」、「自立」、そして「共同体」は「人間関係（他者との関係）」を中心として形成されるということである。

こうした理由により、「人間関係」の考察の重要性が浮かび上がるとされる。そして、この考察は、「承認論」のなかにみいだせるだろう。ここで、若きヘーゲルが検討した『イェーナ体系構想 II』¹に見られる「承認論」の考察を試みようと思う。同書において、ヘーゲルは「承認論」を、つまり「人間関係」の形成展開を、「自然状態」から「市民社会」への移行のうちに叙述している。こうした理由により、ヘーゲル「承認論」の考察は、この「自然状態」から「市民社会」への移行を明らかにすることになる。

1. 世界と「私」の和解のはじまり

1-1 「世界」と「私」の分離状態から統合へのはじまり

「承認論」を考察するに当たり、どこからその論をはじめたらよいか、ということが考えられる。その始まりとして、『イェーナ体系構想 II』において見られることは、世界²と「個人」との関係づけの考察からはじまる。「個人」が世界と区別された状態から考察は展開されるのである。そして、区別された「個人」と世界の相互の和解（すなわち両極の関係づけ）が「承認論」の論の展開内容となっている。「個人」と世界の和解とはどのように行われるのであろうか。それは、「自我」の運動（精神の運動）により行われる。つまり、「個人」の「自我」がどのように世界と統合を図るのか、という過程である。ここで、ひとつ明確にしておきたいことは、「自我」の世界との統合は、その世界を「空間」と捉え「空間」を理解することではない。対象は「空間」ではなくその「空間に内容を与えている諸物」なのである。「空間は内容を充たすものの本質そのものではない。空間はその特殊なものから分離された、形式的に普遍的なものにすぎない」³（『イェーナII』、S. 185、117ページ）。つまり、「世界」とは、「空間」を充たしているものが対象となると考えられる。そして、ヘーゲルはその対象を「物（非我）」と「他者（他我）」としている。すなわち、「個人と物」そして「個人と他者」の関係づけを明らかにすることが「個人と世界との和解」になると考えられる。この「世界との和解」により、「世界」によって「個人」は「世界」のなかに定在する（自由と自立を獲得した存在）ようになり、そしてこの「個人」という定在も「世界」に定在を与える（それは、「世界」を実体化することであり、「家族」「市民社会」そして「国家」という倫理態を構築することである）⁴。だが、諸個人ははじめから「世界との和解」を直接的に達成することはない。そこには、いくつかの諸段階がある。その初期の段階は、先で述べた、「個人と物（非我）」そして「個人と他者（他我）」との関係を形成することからはじまるのである。その「関係」を形成する運動が「承認」である。

1-2 「個人と物（非我）」との関係

『イェーナII』において、「個人」と世界との和解は「個人」と「物（非我）」との関係を考察することから展開される。「個人」と「物」という区別されている状態において、それら二極の統合は「直観作用」⁵を通じて展開される。「個人」と「物」の間に展開される「直観作用」とは、

どのようなものなのであろうか。「精神の直観作用が精神にとっての対象であり、すなわち自分のものとしての知覚の内容なのである」(『イエーナⅡ』、S. 186、118ページ)、と述べられるように、「直観作用」とは知覚の内容獲得である。つまり、「個人」と「物」はその「個人」の知覚運動を媒介にしてそれら両極が関係づけられるのである。そして、この関係づけは、各極の存在のあり方をも形成するようになる。両極の間にある「直観作用」という運動によって、その両極はどのように関係を形成するのであろうか。

まずここで考察しなければならないことは、「直観作用」という運動の働きかけの内容である。すなわち、「知覚運動」の理解である。「知覚運動」は「個人」の内的な運動でしかあり得ない。確かに、外的には、「個人」と「物」という区別された二極が存在する。だが、これら二極の間にある「知覚運動」によって、それら区別された二極は「知覚するもの」によって凌駕されてしまうのである。ここにおける「知覚するもの」は「個人」であり、「物」は知覚することはできない。すなわち、外的には二極に区別されているものは、「知覚運動」を媒介にすることにより、「個人(知覚するもの)」によって一つの関係へと取り込まれてしまうのである。「直観作用においては、直観されるものは私のうちにある。なぜならたしかに私が直観するのだし、直観作用とは私の直観にほかならないからである」(『イエーナⅡ』、S. 186、118ページ)。すなわち、「直観作用」という運動の内容は、「直観する側」の直観が直観することのできないもう一方をそのうちに取り込むことである⁶。それは、「個人」、すなわち「直観する側」、の「直観できない」対象への一方的な働きかけであり、またそれは「個人」による対象の全否定でもある。「対象を自らのものとして直観し、その対象が、存在するものとしては止揚されたのを直観するのである」(『イエーナⅡ』、S. 186、118ページ)。「個人」と「物(非我)」との関係は、その「個人」の内的な領域の中においてそれら二極は関係づけられるのである。

1-3 「個人」と「物」の同化

上で述べたように、「個人」と「物」は分裂した状態にはじまり、「直観作用」を媒介にして、それら二極は和解を達成する。だが、この和解は、「個人」の「知覚作用」の領域を出ることはない。すなわち、「個人」に対してある「物」はその「個人」の内的世界の一部となるのである。こうした二極の和解は、「個人」の「物」への否定作用としても理解できる。対象となるものの存在を否定することにより区別されてある二極は一つになるのである。そして、これら二極の統合により、各極の存在のあり方も理解できるようになると思われる。

「直観作用」によって、和解へと導かれる両極の存在のあり方は次の通りであると考えられる。否定を受け、対象である「個人」によってその「個人」の内的一部となった「物」は「非本質的」⁷な存在の仕方をとる。なぜならば、その「物」は「個人」の「直観作用」によってのみ、そして「個人」に同化することによってのみ定在するからである。つまり、「物」はその「物」自身で存在することはないのである。これが、和解を通じて形成された「物」の存在の仕方であると思われる。「外的対象は<自己>の支配下に入っている。対象は、直接的、自立的に存在す

るという意味を失ってしまっている」(『イェーナⅡ』、S. 188、121ページ)。反面、「個人」はその存在を「物」と同化することによって、「物」と対立する関係にある己の存在を確立するのである。「直観作用」における「物」との和解は、対象である「物」を己の内面世界の一部にすることによって達成される⁸。これは、「個人」の「自我」と「物」が同化⁹することであり、そうすることによって「個人」は己の存在を確立するのである。「物は、それが現にあるところのものであるのではない。物の存在は<自己>である」(『イェーナⅡ』、S. 189、121ページ)。このように、「個人」と「物」は同一になる(自我=非我)。これが「個人」の存在のあり方であり、「物」は「個人」の延長線上にあるその「個人」と同一のものになるのである。これが原初的な「占有」の始まりであると考えられる。総じて、「個人」と「物」の関係は、「個人」の「物」に対する一方的な支配活動であると考えられる。それら二極が一方の極による支配活動であるため、その関係は、厳密に考えると、両極における「承認運動」にはなりえないと考えられる。以上が「個人」と「物」の和解の過程である。こうした「物」との和解状態にある「個人」を前提として、「個人」は「他者」と関わりをもつようになる。それは、原始的な「他者関係」を内在する自然状態へと進むことである。

2. 自然状態：原始的な「他者」との関係から闘争へ

2-1 抽象的一般物を媒介にした「他者」との関係

「個人」は「物」と同化(自我=非我)することによって、「自由」を獲得したように思われる。だが、これは、「物」との関係だけにあるがゆえに「欲望」が原動力となった「自由」であり、それは単なる対象の無化作用でしかない。こうした「欲望」による「自由」は永続的ではなくまた普遍的でもない。なぜなら、「個人」は「物」だけを対象にするわけにはいかないからである。つまり、「個人」と「物」の関係の中に「他者」が介入するということである。

確かに、「個人」は「物」に働きかけることにより、その「物」を己の内的な一部とすることを達成した。しかし、その作用によって、その「物」がその「個人」にとって特殊なものである、ということをも明らかにしたのではない。その「物」に対する特殊な理解は、その「個人」にしかわかりえないことなのである。すなわち、「個人」にとって己の延長線上にある「物」は、「他者」からみた場合、単なる普遍的なものでしかない。つまり、「他者」もその「物」を己の特殊な「物」にすることができるのである。だが、「物」が「個人」の延長線上にある限り、「他者」によるその「物」への働きかけは、その「個人」の存在の毀損となる。このようにして、「他者」とのあいだに毀損があるため、「物」と関係を有している「個人」は「他者」を排他的に扱うようになると考えられる。

総じて、「個人」と「物」の同化により、一見その「物」はその「個人」に対して特殊な存在を与えられるように思われるが、それは「個人」の内的な領域に限ったことである。「他者」との関わりあいにおいて、その「物」は抽象的一般物でしかないのである。そのため、「他者」は

他人の占有物を自分の物にすることができるのである。反面、はじめに「物」との関係を結んだ「個人」は、「他者」を排他的に扱うようになるのである。おのれの占有のために、諸個人は互いに排他的になるのである。これが「自然状態」である。「個人」＝「物」という己のあり方を守るために、その「個人」は「他者」との排他的関係を必然的なものにする。すなわち、「他者」との関係がおのれの占有に先行するようになるのである、つまり、「他者」と排他的な人間関係を形成するという前提が己の占有を確かなものにするのである。ここに、排他的ではあるのだが、人間関係の必然性がみられる。だが、その人間関係が排他的なものであるため、この点において、「自然状態」は止揚される必要がある。反面、諸個人の意識が「物」から「他者」へと移行するという点において、「個人」の占有（自由）そしてあり方（自立性）は「他者」との関わり合いを無視しては成り立たないことが考えられる。諸個人の意識が「他者」へと移行するという点において、「自然状態」は、理性性へと向かう第一歩となると考えられる。だが、「自然状態」における「人間関係」が理性的なものへと高められるには、「闘争」という段階を通過しなくてはならない。

2-2 「承認の闘争」のはじまり

一般的抽象物を媒介にすることにより、「個人」は他者との関わりを考慮するようになる。だが、この段階（自然状態）においては、この「他者」とのかかわりは最終的には「闘争」へと移行するようになる。

一般的抽象物を媒介にすることにより、諸個人の関係は、「排除者」と「被排除者」になる¹⁰。つまり、「排除者」とは自分の占有を他者から排除する個人であり、「被排除者」はその個人の占有から排除される他者のことである。これら両者はそれぞれにおいて個別的である、つまり没交渉的な関係である。「排除者」は彼そのものであり続け、そして彼の「自立性」は彼の占有物によって立脚される。また、「被排除者」も同じく個別的であり、そのものとして己自身を捉える。一般的抽象物を媒介にして関係する両者は相互の認識においては相関的に存在してはいない。つまり、どちらか一方がもう一方の犠牲になるのである。それは、「排除者」が「他者」を己の占有から排除することにより、「排除者」は己の個別性を確立させ、それは「他者」を否定することによって確立されることである。一方、否定される側（被排除者）は、「排除者」の否定によってその存在をなくされた犠牲者である。「彼は他者に対して存在しているのではない—なぜなら、他者によって存在から排除されているから—である—」（『イェーナⅡ』、S. 218～219、160ページ）。

「排除者」と「被排除者」の関係は、「排除者」の「他者」に対する否定によって成り立つ。この関係により、「被排除者」は「排除者」に対して対自的に存在し、この「被排除者」から「闘争」の契機が作用し始める。「被排除者」は、「排除者」にとっては否定の対象である。そのため、「被排除者」は己の存在を回復しようと「排除者」に働きかける。すなわち、己を「排除者」に認めさせようとするのである。そして、その働きかけは、「他者の占有の侵害」という形

をとるのである。「排除された者は他者に自分を認めさせようとして他者の占有を侵害し、一段高い不平等が生じる」（『イエーナⅡ』、S. 219、160ページ）。「被排除者」は、己の存在回復のために「排除者」自身にではなく、彼の占有に働きかけるのである。なぜなら、「被排除者」に対する否定はその占有を通じて行われるからである。つまり、「被排除者」はその占有の内に己の否定された存在を認識するのである。その結果、「被排除者」は、占有を否定する行為にうつる。それは、「欲望」が行うのと同じ無化の行為である。この行為は、表層的にかつ「排除者」から見ると、侵害行為そのものである。反面、この行為は、「被排除者」が「排除者」のうちに己の存在を認めようと試みる行為である。「それ〔侵害行為〕は彼の空虚な自己感情ではなく、むしろ彼の〈自己〉を他者そのもののうちで、他者の知の中へ定立する〔他者に自覚させる〕ことなのである」（『イエーナⅡ』、S. 219、160ページ）。このようにして、「被排除者」から始まる己の存在を回復しようとする働きかけは、「知」を目的とするものである、すなわち「他者」に己の存在を認めさせようとする目的である。だが、その活動は、表層的には占有の侵害にほかならない。内面的（知を目的とする）なものと外面的（占有侵害）の両面に差異があることによって、「排除者」と「被排除者」は「闘争」へと進むようになる。

2-3 「承認の闘争」

一般的抽象物を媒介にした「排除者」と「被排除者」関係のなかにおいて、「被排除者」は「排除者」の内に己の対自的存在を確認する働きかけを試みる。すなわち、「他者」に自分の自立性を認めさせようとするのである。その目的充足は、占有の侵害という手段をとる。だが、「被排除者」の「侵害行為」は、彼の目的（自立性獲得）を充たすことにはならない。高田純氏の解釈を参考にすると次のようになる。「だが、被排除者が他人の定在の侵害によって他人のなかに見出すのは自分の自立性ではなく、自分の定在にすぎない」（『承認と自由』、82ページ）。すなわち、はじめの「排除者」と「被排除者」の関係がまったく逆になっただけである¹¹。そこには、相手のうちに己の自立性を確認する機会はないのである。

はじめは「排除者」が自分自身を自立的なものとして理解していた、だがそれは、「物（占有）」に頼っているにすぎない己の定在にすぎなかった。その点では、「被排除者」の方が自立的であった。だが、「被排除者」が「排除者」の「占有」の侵害をするにあたり、立場は逆転する。そして、そのとき、はじめの「排除者」は一つのことを気がつくようになる。その気づきは、はじめの「排除者」が自分の本当の「自立性」は、「占有」を基礎にしたものではないという気づきである。そして、その気づきにより、はじめの「排除者」は己自身を「他者」に対して証示することをめざすのである。「占有者は非占有者から攻撃を受けることによって、妥当するのは彼の占有ではなく、彼の対自存在（自立性）であることを思い知らされる。彼は他人からの攻撃にたいして反撃し、占有の回復をめざすのではなく、自分の対自存在を他人に対して証示することをめざす」（『承認と自由』、85ページ）。これは、純粋な「他者」に対する己の知を求めることでもある。「占有物として所持している自分の定在などはもはや重視せずに、むしろ自分のこの

〔他者に〕知られた対自存在こそを重視するようなものとして――』（『イエーナⅡ』、S. 220、162ページ）。

はじめの「排除者」は、その気づきによって、「他者」に対して何の媒介もない己を承認（認めさせよう）させることをめざすようになる。それは、純粋な「自分」（絶対的な自分）を相手に認めさせることであり、かつ純粋な自分についての知を獲得することである。これは、初期段階にみられた、抽象的一般物を媒介にした「排除者」と「被排除者」の関係に変化が現れたことを示すと思われる。はじめの段階は、抽象的一般物を媒介にしながら、二分化されたかたちによって全体が形成されていた。それは、「排除者と物」と「被排除者と物」という二面性である。ここには、直接的な「排除者と被排除者」という関係が現れていなかった。だが、「被排除者」が「占有」の侵害をめざすことにより、はじめの「排除者」は純粋な己の存在を「占有」にではなく「他者」に示すことをめざすようになる。ここにおいて、「排除者と被排除者」という直接的な人間どうしのかかわりあいが見れるようになると考えられる。だが、この直接的な関係は、他者の死と己の生命の危険を必然とする、すなわち「死をかけた闘争」である。

純粋に「他者」に対して己を知ろう（自立的であろう）とするこの「個人」は、「他者」に対して己を証示するときに、己自身を止揚する。この止揚は、己自身の止揚（生命）とそれに属する占有の止揚である。すなわち、「個人」の生命（全て）を賭けることである。「このような表現はしかし、知に属する定在の、自分を通じて成し遂げられる止揚（廃棄）、自分自身による止揚（廃棄）である」（『イエーナⅡ』、S. 220、162ページ）。そうすることによって、「個人」は「他者」に純粋な自分を直接的に示すことができるようになるのである。これが生死を賭けた「闘争」への契機である。それは、命を賭けた「他者」への自己主張¹²である。

3 自然状態から承認状態（相互承認）へ

3-1 自然状態からの脱却（「闘争」を通じた承認）

「闘争」は、一見破壊的で何の生産性もない諸個人の運動のように思われる。だが、「闘争」は諸個人の承認運動として理解できる¹³。「闘争」において、諸個人が「自分の生命を賭ける」ということは、純粋な自分を「他者」に対して直接的に示し、そしてぶつける（主張する）ことである。もちろん、「他者」もそうである。このようにして、「闘争」は、純粋な自分を主張する運動として理解できる。互いに純粋な自分をさらけ出す（主張する）、という行為は相手にその純粋な自分を受け入れさせることであり、また相手もそのように受け入れるということである。「この闘いから、各々の者が出現し、各々が他者を純粋なく自己>と見る」（『イエーナⅡ』、S. 221、163～164ページ）。「闘争」は各々が純粋な己を表すことにより、他者を「自立的な者」として受け入れ、そして受け入れられる運動を意味すると考えられる。これは、一つの承認運動として考えられるであろう。しかし、この段階では、「他者」を一個の独立した者（純粋な自己）、として理解するだけである。それは、「個人」と「他者」との絶対的な区別を確立することであ

る。

「闘争」において、「個人」と「他者」は、「各々が他者を純粋なく自己>と見る」というように相手の純粋な存在を認識する。そして、それは「他者」との絶対的な区別を確立することになる。だが、この絶対的な区別を確立することは、互いにまったく疎遠な者として排斥することではない。この区別は、「他者」との同等性の確立へとつながる。「各々が他者に対立したというまさにこの点において、各々は他者に等しい。言いかえれば、他者、すなわち各々にとって他者が存在する所以のものは>、彼自身なのである」(『イエーナⅡ』、S. 209、147～148ページ)。つまり、区別ができるということは、各々の存在が明らかになるということである。「個人」にとって、「他者」はその「個人」がいるから「他者」であり、またその「他者」がいるためその「個人」は「個人」でいるのである。すなわち、区別が明らかになるということは、逆に、各々は相対的に存在しているということである。どちらか一方の存在が欠けるということは、両者の存在が欠けるということになる。両者が互いに区別し、相対的な関係を理解することにより、その両者は同等になるのである。「したがって、各々が自分を他者から区別することが、自分を他者と同列におくことでもある。したがって、各々自身がこのような知であり、自分〔と他者と〕の対立が同等性に転換するということが彼自身に自覚されているということ---」(『イエーナⅡ』、S. 209、148ページ)。こうして、「闘争」においてみられる「承認」の一面は、相互区別を契機とした相互同等性の確立であると考えられる。

「闘争」からはじまった「個人」と「他者」の区別は、両者の同等的な認識を芽生えさせる。同等的な「個人」と「他者」の関係において、「個人」が自分自身を知ろうとするとき(自立性を認識しようとするとき)、その「個人」は、「他者」を知ることが必然とする。「それは存在(他在)を疎遠なものとして知るのではないという規定性を自らのうちに包み込んでいる」(『イエーナⅡ』、S. 221、164ページ)。このようにして、「闘争」は諸個人に「知る意志」を形成する運動であると考えられる。「知る意志」という内的運動により、諸個人が己の自立性を獲得するときに、「他者」という外的なものを必要とするようになる。「他者」との関わり合いが己の自立性に必要不可欠なものとなるのである。このようにして、「他者」との調和(関係性)が必然的に形成されるようになる。

また、上の内容は、自然状態の脱却としても理解できる。自然状態は、諸個人が互いに排他的であることによって「自由」と「自立性」が獲得される領域であった。そこでは「孤立」が「自由」と「自立性」を形成する。だが、この「闘争」によって、諸個人は「他者」との調和を形成するようになる。そして、この調和が諸個人の「自立性」と「自由」を認識させるようになる。この認識は、「他者」との関係に立脚した共同性(Einheit)の形成を可能にすると考えられる。「他者」との調和における「自由」と「自立性」は、共同性への始まりとして考えられる。この点が自然状態からの脱却として理解できるであろう¹⁵。

3-2 承認状態

「闘争」により、「個人」と「他者」は「知る意志」として形成される。つまり、「他者」への認識が己の「自立性」の確立へと通じるのである。この認識獲得のために、各々は自分自身を変化させるようになる。「闘争」によって両者の間に「区別」が形成された。しかし、その「区別」は両者が相対的であることを明らかにする（自分がいるのは「他者」がいるからであって、「他者」も同じである）。そのため、「他者」を否定することは、己の否定へとつながる。このような事柄を考慮に入れながら、両者は各々自己主張しかつ相手を肯定（受け入れる）しなければならない。こうしたことを前提とすると、「個人」にとって「他者」は己の「知」の対象でありかつ己の自己主張の対象でもある。また同時に、「個人」も「他者」にとって「他者」の「知」の対象でありかつその「他者」の自己主張の対象でもある。こうした両者における各々の自己認識によって、両者は相互に己の認識（自立性）を求め合うようになる。

このように相互に存在する両者は、各々の認識（自立性）を「他者」に見いだすようになる。「個人」は己を「他者」の内に知るようになるということである。また、「他者」も同じく、相手の内に己を見出すようになるのである。「というのも、各々は直接的に他者のうちに自分を知るからであり、---しかもそれによって、各々が、他者もまた同じように彼の他者の内に自分を知るのだ---」（『イェーナⅡ』、S. 210、149ページ）。まさに、各々は己の「知」の獲得において、同じ経験をするのである。さらに、その経験を通じて、各々は自分自身に変化を与えるようになる。それは、自分自身を止揚することである。これは、自分の個別性を放棄することである。このような自分自身の変化は、相手のうちに己を知るという相互に経験されることを前提にすると、必然的に現れることである。「他者のうちに自分を知る経験を通じて、各人は自分を止揚し、互いに<他者に対する存在>になる」（『イェーナⅡ』、S. 209、148ページ）。自分自身を止揚（放棄）することは、対立する「他者」を受け入れることを可能にする。その結果、「他者」は自分自身を止揚した相手の内に己を確認することができるのである。すなわち、両者が相手の内に己を見いだすために、その経験を同時にするために、各々は己自身を止揚¹⁶することを必然とするのである。自己否定は自己肯定へと転ずるのである。

以上に見られる経験（他者における自己直観）と自分の変化（他者に対する自分を形成する自分自身の止揚）は「相互承認」として理解できるであろう。だが、この「承認」のあり方は、「他者」との関係の内における己の「自立性」と「自由」の認識にとどまる。「自立性」と「自由」の実現を前提とした場合、この「承認」は「他者」との関係性を明らかにしただけなのである。つまり、「承認状態」を形成したにとどまるのである。また、その承認関係を形成する運動は全て内的世界において行われたものである。しかし、「承認状態」の形成は、各々が「他者」を己のために必要とする関係を明らかにする。この点において、まったくばらばらでしかなかった諸個人間に「共同性(Einheit)」が形成されたという点が明らかになると考えられる¹⁷。すなわち、「共同性」とは、諸個人が「他者」との関係において思考したすえに形成されたものであるということが理解できると思われる。これから「承認状態」を前提として、現実的（実践的）な「相互承認」へと展開することが考えられる。

4 「承認状態」から「市民社会」へ

4-1 承認状態における個人

「承認状態」は、「個人」と「他者」の間における相互に「知る意志」として理解できる。そのため、「個人」の「自立性」は「他者」なくして獲得はできない。「承認状態」において「個人」とは「他者」に知られた自分であり、また「知られた自分」とは自分そのものなのである。すなわち、自分とは1) 普遍的なもの（「他者」に知られた自分）、2) 自分そのもの（個別的な自分）なのである。「承認状態」において、「個人」は「普遍」と「個別」が統合したものを意味すると考えられる。「一方の極である普遍的なものが[同時に] 個別的なものであり、知る<自己>であり、同様にして、個別的なものが普遍的なものである」（『イエーナⅡ』、S. 209、147ページ）。

「個人」は自分自身を「個別的」かつ「普遍的」なものであるというあり方を理解するようになる。だが、この時点では、その理解は己の概念的なあり方だけを理解したにとどまる。つまり、「個人」はこの概念に即して己を実在化しなくてはならない必要性を抱くようになる。「概念は概念であるがゆえに、むしろ自分を実在化しなければならない、すなわち、概念の形式の内にある自分をまさしく自分の実在性に向かって止揚しなければならない」（『イエーナⅡ』、S. 214、154ページ）。「個人」は己の概念的なあり方（「個別」かつ「普遍」）にともなった自分へと規定（形成）しようとするのである。「個人」は己の概念的あり方を実在化する際、実在化への規定内容を「法」にゆだねる。すなわち、「個人」は「法」とともにある己の実在化を達成しようとするのである。そして、この「法」における自己規定は「権利」と「義務」の内容を充足する。こうして、諸個人は「法（権利と義務）」を有する己を実在化させるのである。その結果、諸個人は、己を「人格」として「他者」に示すようになる。「私は法に基づいて、個人が法的権能を有する者であることを、すなわち一個の人格であることを示すのである」（『イエーナⅡ』、S. 215、155ページ）。そして、「個人」が「人格」として己を示すのと同時に、「他者」も一個の「人格」として受け入れるようになると考えられる¹⁸。すなわち、全ての諸個人は己を「人格」として示すことにより、「個別的」かつ「普遍的」という概念的な己を実在化するのである。「承認状態」において、諸個人が己のあり方の実在化をめざすことにより、全ての諸個人は「人格」として現れる。これが、「承認状態」を通じて形成された「個人」のあり方である。

4-2 「市民社会」のはじまり：「実践的承認運動」

「承認状態」における「個人」の「個別的」かつ「普遍的」という概念的あり方が実在化されることにより、諸個人は己を「人格」と示し、「他者」も「人格」として認めるようになる。こうした「承認状態」の実在化に伴い、諸個人の「占有」のあり方も「所有」というかたちになると考えられる。「占有」は、「個人」と「物」の直接的な関係にとどまる。「占有の権利は直接物

へと向かうのであって、第三者に向かうのではない」（『イエーナⅡ』、S. 215～216、155ページ）。
「個人」が「物」を「占有」として扱うとき、そこには、「他者」との関係を考慮に入れない「個人」が現れる。つまり、「他者」を排他的に扱う可能性が「占有」には内在されている。しかし、すでに「承認状態」は形成され、また諸個人は、「人格」として相互に関係を有している。そのため、諸個人の「物」に対するあり方は「占有者」として現れることはない。相互に「承認」している状態において、諸個人の有する「物件」は「個人」の対象でありかつ「他者」によって承認された「物」として現れるようになる。こうした「承認状態」を前提とした人間関係において、「物件」は「所有」として現れる。それは、「個別的」なものでありかつ「他者」の「承認」を含めた「普遍的」なものである。「直接的なもの（占有の対象としてある物件）は、他者から承認されるときに私の所有〔物〕になるのである」（『イエーナⅡ』、S. 216、156ページ）。
「所有」は、諸個人の「承認状態」が先行した結果、諸個人間に現れるようになるのである。

「所有」という概念が諸個人間に現れることにより、諸個人は「物件交換」の可能性を有するようになる。もちろん、これは「承認状態」という人間関係が先行しているために可能となることである。先にも述べたように、「承認状態」は各個人の己自身の止揚（自分の個別性の廃棄）が「他者」との関係に調和（対立をなくす）をもたらす。そして、この己自身の止揚は、「個人」の有している「物件」にも妥当する。つまり、「個人」は自分の「物件」をも止揚できるのである。そして、「止揚」することによって、そこには「物」を「他者」に譲渡することのできる可能性が見いだせると考えられる。すなわち、これが「物件交換」の可能性である。また、この「物件交換」は、「個人」が「他者」の「物件」を欲する「欲求」と、「他者」が有するその「物件」に対する「価値（私念）¹⁹」が交わることによって可能となるのである。「欲求」と「価値」が諸個人の間で妥当することによって、この「物件交換」の運動は「経済活動」として理解できるであろう。すなわち、「市民社会」の形成がここにおいてかいまみられることが考えられる。

しかし、「欲求」と「価値」が諸個人の間において運動するという「経済活動」は、表層的なものである。なぜならば、「承認状態」が「物件交換」より先行しているからである。「承認状態」が先行することにより、諸個人は、己の「物件」を「止揚」し、その結果「物件交換」を可能とするのである。しかし、「物件交換」は「承認状態」という「状態」にとどまることなく、その「状態」を実践化することであると考えられる。すなわち、「実践的承認運動」として理解できると思われる。また、これは、諸個人の「自由」と「自立性」の実践としても理解できるであろう。総じて、諸個人が「承認状態」を実践することにより「物件交換」が行為され、諸個人の「欲求」と「価値」が「普遍的」に妥当するようになると考えられる。また、「欲求」と「価値」が「普遍的」に妥当するということは、「労働」も「普遍的」に妥当するということである。こうした「普遍」への妥当は、「経済活動」の始まりであり、「市民社会」の始まりでもあると考えられる。「ここ〔承認〕において初めて欲望(Begierde)が登場すべき権利をもつ。なぜなら、〔ここでは〕欲望は現実的なものであり、つまり、欲望そのものが普遍的で精神的な存在を

もっているからである²⁰ (『イェーナⅡ』、S. 223、166ページ)。「市民社会」は「実践的承認運動」の領域であり、「承認状態」において垣間見ることのできた「自由」と「自立性」を実現する場所であると考えられるであろう²¹。

以上のように、諸個人は「承認」を通じて、「他者」との間に関係を形成するようになり、その結果、「物件交換」を可能にするようになる。そして、その「物件交換」は、諸個人の「自由」と「自立性」を実現する役割をなす。このように、「市民社会」は、「個人と他者」そして「個人と物」が現実的に和解した領域として考えられるであろう。これは、「世界全体」というわけではないが、全体の一部である「市民社会」という「世界」との和解であると考えられる。この和解により、「個人」は「他者」の「自由」と「自立性」のために存在し、また「他者」もその「個人」の「自由」と「自立性」のために存在するようになる。すなわち、各個人が全体の「自由」と「自立性」のために有機的に存在するということが理解できるであろう。このようにして、諸個人は調和の中に己を見いだすようになると考えられる。もちろん、「理性」や「倫理」などを考慮に入れると、「市民社会」には限界がある。すなわち、「不平等」や「犯罪」などは「市民社会」においては必然的に現れるのである。こうした事柄を考察する必要は十分にあるのだが、それは諸個人と「国家」における「承認」について述べるときに考察したいと思う。ここでは、「自然状態」から「市民社会」への発展に考察の中心をおいている。ここで考察したことは、「自然状態」から「市民社会」への移行である。そしてこの考察は、「市民社会の限界」や「国家との承認」を検討することへと展開されることになる。

¹ 「承認論」は、『イェーナ体系構想』だけでなく『精神現象学』をはじめその他の著作においても述べられている。なぜ『イェーナ体系構想』の「承認論」を基礎にするのか、という疑問が浮かび上がるであろう。それは、加藤尚武氏が『イェーナ体系構想Ⅰ・Ⅱ』(加藤尚武監訳、法政大学出版局、1999年)の「解説」で、「意識論、精神論を社会哲学と結びつけたという点では、『精神哲学Ⅰ・Ⅱ』は、『精神現象学』よりもずっと強い現実感を見せ――」(257ページ)、と述べたように、同書において「承認論」は「社会」そして「共同体」へと本格的に考察が進められると考えられるからである。すなわち、「承認論」によって、ここで述べる諸個人の「市民社会」形成の考察が可能であると判断したからなのである。

² ここに見られる「世界」とは「共同体」や「市民社会」もしくは「国家」などといった特殊の「世界」ではなく、それらを包括したものをさしている。

³ ヘーゲル『イェーナ体系構想Ⅰ・Ⅱ』(1805～1806)については、加藤尚武氏監訳(法政大学出版局、1999)の邦訳を使用する。そして、以下この本のタイトルを『イェーナⅡ』と略記する。原典引用においては、邦訳のページナンバーのまえに巻末に示したテキストページを(S. 原典のページナンバー)とする。

⁴ 「家族」「市民社会」そして「国家」という倫理態を構築することだ、と述べたが、これはホッブスが述べたような、何もない「自然状態」からこれら倫理態を形成するというのではない。ヘーゲルはこうした倫理態ははじめからあることを前提として述べている。ここにおける、「個人」の倫理態構築とは、諸個人がこれら倫理態を意識するようになりその結果、これら倫理態に存在が与えられるということである。つまり、「個人」と倫理態が統合(個別=普遍)することによってかいま見ることのできる一面である。

- ⁵ この「直観作用」は後の『精神現象学』における「知覚」へとつながる内容と思われる。「自我」による「物」に対する「直観」は、「知覚」が受け入れる内容である。つまり、「直観」＝「知覚」と考えられる。『精神現象学』においては、「知覚内容」が「物」に存在を与えると考えられる。こうして「存在」を与えられた「物」は「知覚」そのものであり、そのようにして存在する「物」は「知覚」する「自我」そのものでしかないということになる。つまり、目の前にある「物」は即自的に自我の延長線上でしか存在しないのである。こうして「物」には「非本質的」な存在が与えられるのである。
- ⁶ 『精神現象学』における「知覚」の箇所では、「個人」が獲得した「知覚内容」は「物」の性質として考えられる。そしてその性質を取り込むことによってその「物」を認識したと思いつく。だが、獲得された性質は、一見その「物」から放たれたように思われるが、その性質は実はその「個人」の「知覚」作用によって獲得される。つまり、獲得された性質は、実は「個人」が放った「知覚」が「物」を通して環ってきただけのことであり、その「物」における確信は「個人」の内面だけにおいて確信されたことである。
- ⁷ 「物」は対象である「個人」の「知覚」によってその存在が確信される。すなわち、「物」は「個人」の「知覚」に対して相対的にしか存在を認識されないのである。このようにしか理解されない「物」はその「物」自身で存在することはできないのである。これが、「物」の「非本質的」な存在のあり方である。
- ⁸ これは、「個人」と「物」の間にある「直観作用」はその「個人」が放ったものであり、その「直観」は「物」を通じて自分に戻ってくるということである。
- ⁹ 加藤尚武監訳による『イエーナ体系構想Ⅰ・Ⅱ』において、「同化」と表したところは「統合」と訳されている。だが、「個人」の「直観作用（知覚作用）」における和解のため、そのようにして存在を与えられた「物」は「個人」となんらかわがらないため、ここでは「同化」という表現が適していると判断した。
- ¹⁰ 『イエーナ体系構想Ⅰ』では、「排除者と被排除者」といった関係づけは考慮されていない。「個人」の「個性」が直接的に他者との「闘争」の原因となっている。そして、「闘争」は「名誉」をめぐる「闘争」として述べられている。反面、『イエーナ体系構想Ⅱ』においては、「個人」の占有が「闘争」への一つの契機となる。
- ¹¹ 「個人」は「物」を占有することによって、己の定在を獲得する。「被排除者」が「排除者」の占有を侵害することによって、他人の物を自分の物にすることによって、占有における己の定在は獲得できる。だが、それは「他者」との間に己の「自立性」を獲得することにはならない。すなわち、「他者」に己を認めさせることにはならないのである。これは、単に、「排除者」と「被排除者」の立場が逆になっただけのことである。「他者」における自己知の獲得（他者の内の己を直観する）にはならない。
- ¹² 『イエーナ体系構想Ⅱ』において、「闘争」は純粋な己の自己主張という「知」の獲得の手段として理解できる。反面、『イエーナ体系構想Ⅰ』においては、己の「名誉」を回復するための手段として理解されている。それは、「知」の獲得ではなく、己の個性獲得の手段として理解できる。
- ¹³ 『イエーナ体系構想Ⅰ』においても、「闘争」は他者との承認としてまた自己主張としても理解されている。だが、「闘争」運動そのものが承認というわけではない（他者に対する全面的な否定運動でしかない）。ここでは、相手の「死」が承認の実現と考えられている。承認の実現は相手の「死」だけであり、「闘争」はその「死」をめざす運動として理解できる。すなわち、「闘争」とは、承認実現の手段であると考えられる。反面、『イエーナ体系構想Ⅱ』においては、「闘争」それ自身に承認の内容が含まれている。
- ¹⁴ 自分は「占有」などに頼ってあるわけではない、真の意味で妥当するのは「占有」などではなく、自立性そのものである、という気づきによる純粋な自分。絶対的にある私の自存。
- ¹⁵ 「自然状態」の脱却とは、「自然状態」をなきものとするのではない。これは、「自然状態」にみられた諸個人の排他的な関係を「調和」へと移行することである。全ての事柄、例えば占有、欲望、個人、他者、等は「自然状態」を基礎にしている。こうした基礎があるため、占有→排他的関係→占有の侵害→闘争→他者との区別→同等性、といった一連の流れが発展として理解できるのである。
- ¹⁶ ここでみられる「自分の止揚（個性の放棄）」は、自分自身をまったく何もない状態にするわけではない。おのれ自身を完全に無化することは、奴隷になることである。己の「自立性」を「他者」の内において直観することをめざすことであり、無化ではない。

- ¹⁷ 高田純著『実践と相互人格性』（北海道大学図書館刊行会、1997年）を参考にすると、「闘争」から発した「承認状態」の形成は、精神の高まりだけではなく、共同性の確立でもある（『実践と相互承認論』、263ページ）。彼は、この考えをフランシス・フクヤマ著『歴史の終り』から援用している。
- ¹⁸ これは、『法の哲学要綱』（1820年）の第36節にもみられる。それは、<己を人格として示し、同時に他者もそのように理解する（尊重する）>という内容である。
- ¹⁹ ここにおける「私念」とは、「物（物件）」についての種々様々な「個人」の意見をさす、（*meine Meinung von der Sache.*）。
- ²⁰ この引用文では、「欲求」が「欲望」と表現されている。「欲求」は*Bedürfnis*、そして「欲望」は*Begierde*として使い分けられる。この引用文は、「自然状態」からの展開を前提としているため、本来的には「欲求」を意味するのだが、ここでは「欲望」と表現されていると思われる。ちなみに、原典においては、“*Erst hier hat die Begierde das Recht aufzutreten; denn sie ist wirklich, d.h. sie selbst hat allgemeines, geistiges Seyn.*”（第一に、ここではじめて欲望は正当性をもつにちがいない、というのは、欲望は現実的だからである、すなわち、欲望自身が普遍的かつ精神的存在を有するからである）。このように、ここで見られる「欲望」は諸個人のあいだにおいて「空虚な消えゆくもの」としてではなく、正当的に妥当するものである、と考えられる。そのため後で、諸個人との相互関連性を前提とした場合、欲望は欲求と表現される。
- ²¹ 「自由」と「自立性」の獲得は、本来的に考えると「国家」との「承認」において可能となる。しかし、諸個人と「国家」との「承認」は、この「市民社会」において獲得される「自由」と「自立性」の後に諸個人の意識の内に形成される。もちろん、「市民社会」における「承認」は「国家」を前提としている、しかし諸個人の「意識」の発展に即して考えると、「市民社会」の「承認」が先であり、「国家」はその後となる。

（原典と邦訳）

- ・ G. W. F. Hegel, *Jenaer Sysyementwürfe III, Gesammelte Werke*, herausgegeben von Rolf-Peter Horstmann, Bd. 8. Felix Meiner Verlag Hamburg 1976.
- ・ (邦訳) G. W. F. ヘーゲル、加藤尚武監訳『イエーナ体系構想 I・II』、法政大学出版局、1999年。

（参考文献）

- ・ 高田純『承認と自由』（未来社、1994年）
- ・ 高田純『実践と相互人格性』（北海道大学図書館刊行会、1997年）

（研究紀要編集委員会は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する、2003年10月20日付）。